平成２８年（フ）第２７８号
佐賀県佐賀市多布施２丁目10番28号、前住所茨城県ひたちなか市大字田彦1231番地３
破産者　齊木　勝也
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
長野県小諸市大字西原５番地５　小諸ハイタウン207、前住所長野県安曇野市穂高有明9035番地１
破産者　田中　絵美
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２７６号
大阪市東淀川区豊里２丁目17―14―102号、住民票上の住所大津市比叡辻２丁目11番４―204号
破産者　川島建築こと　川島　大知
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１８号
京都市中京区壬生御所ノ内町27番地の15　レスポアール四条大宮701号
破産者　多鹿　正男
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７３号
京都市山科区西野大鳥井町118番地42、前住所京都市山科区勧修寺東栗栖野町12番地34
破産者　金岡秀成こと　ＫＩＭ　ＳＵＳＯＮＧ
金　　秀成
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
京都市右京区西院寿町７番地　ライオンズマンション西院802
破産者　岩野　義晃
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
京都市南区西九条島町５番地
破産者　疋田　紘一
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
京都市伏見区東浜南町691－22ＶＩＰエスポート401号、住民票上の住所京都市伏見区納所中河原17番地５
破産者　早田　真樹
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町34番地４　フレグランス　セト　101、前住所京都市右京区西院西貝川町68番地　葛野市営住宅１棟505号
破産者　井上商店こと　井上　晃二
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
京都市山科区大宅御供田町139番地　メゾン幸101号、開始決定時の住所京都市山科区四ノ宮新開畑22番地の46
破産者　染匠まつおかこと　松岡　　彰
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
奈良市藤ノ木台２丁目１番５号
破産者　エルモ冷機サービスこと　小野寺一彦
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地2033番地３（ふじコーポ１－１号）、前住所福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目14番19号　プレナス05Ａ－102号
破産者　今井　未佳
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２１号
福岡県久留米市三潴町高三潴902番地２、前住所福岡県筑紫野市大字吉木1532番地33（葉光ケ丘）
破産者　鬼木　幹雄
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県久留米市三潴町高三潴902番地２、前住所福岡県筑紫野市大字吉木1532番地33（葉光ケ丘）
破産者　鬼木寿々子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９号
福岡県久留米市北野町八重亀506番地12、前住所福岡県小郡市小郡1681番地１　アンソレイエメゾンＡ102号
破産者　手柴　俊策
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第９３号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目１番地29号萬平ビル１階
破産者　株式会社デファクトスタイル
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６７号
千葉県市川市上妙典1610番地
破産者　株式会社三徳
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
千葉県市原市八幡1215番地
破産者　木村　　清
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係